

## 第Ⅱ部 ドイツの労働災害発生状況について

(作成者注：以下の記述において、(イタリック体でのカッコ書き)は、作成者が文意を補足するために加えたものであることを示す。)

### I 基本的事項

ドイツで労働安全衛生を所管する官庁である労働社会問題省 (Bundesministerin für Arbeit und Soziales ; 略称 : BMAS) は、労働災害発生状況に関して、統計資料を公表していない。その理由は、ドイツでは、ドイツ法定災害保険 (Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung ; 略称 : DGUV。以下単に「DGUV」という。) が確立しており、産業部門及び公務部門における災害保険者並びに地方自治体の災害保険者の協会のための法定の災害保険制度は、共通の傘であるこの DGUV によって代表されているからであろう。

### II 2017 年におけるドイツの労働災害発生状況について

ドイツでは毎年、DGUV が労働災害に関する年報を公表しているが、現時点では 2017 年の確定値は公表されておらず、2018 年 7 月末に速報的な資料として、2017 年の労働災害及び職業性疾病の発生状況に関して、公表した統計が示されているのみである。

そこで、本稿では、当国際センターが 2018 年 8 月に公表した次の資料のうち、「VI ドイツ法定災害保険 (その傘下の同業者労災保険組合 (略称 : BG) を含む。) による 2017 年における選択された予防活動の実績について (第 7 表)」の部分を除いて、そのまま再掲することとしたところである。

ドイツ法定災害保険（Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung：略称 DGUV）は、2018年7月末に、速報的な資料として、2017年の労働災害及び職業性疾病の発生状況に関して、次のものを公表しました。

1 労働災害発生状況（通勤災害を含む。）

- ① 同業者労災保険組合（略称：BG。以下同じ。公務部門を含む。）の労働災害発生状況に関する総括的な状況、
- ② 分野別、同業者労災保険組合別の報告された災害
- ③ 産業分野別及び同業者労災保険組合別の報告された100万労働時間当たりの災害件数
- ④ 部門別、同業者労災組合別のフルタイム換算被雇用者（訳者注：略称 FTE）1,000人当たりの報告された災害件数

2 職業性疾病

- ① 全体の傾向
- ② 確定された職業性疾病の職業的な原因
- ③ 職業性疾病による死亡

3 ドイツ法定災害保険（その傘下の同業者労災保険組合を含む。）による2017年における選択された予防活動の実績について

なお、DGUVは、例年公表している詳細で、包括的な統計資料は未だ公表していませんが、今回速報的に公表されたこれらの資料にも、有益な情報が含まれていますので、本稿で紹介します。

（訳者注：以下で「イタリック体で表記している部分」は、訳者が文意を補足するために加えたものです。）

2018年8月

中央労働災害防止協会技術支援部国際センター

II-1 2017年における労働災害発生状況（通勤災害を含む。）の総括的な状況について（いずれも速報値。第1表参照）

[原典の所在] : <https://www.dguv.de/en/facts-figures/work-related/index.jsp> (訳者注：英語版)

[原典の名称] Accident occurrence

(総括的な説明)

英語原文	日本語仮訳
<p><b>Accident occurrence</b></p> <p>Within the scope of the accident insurance institutions for the industrial and public sectors, a total of 873,522 reportable accidents at work occurred in 2017 which resulted either in death or in incapacity for work for more than three days, that's a decrease of 0.4 %. The risk of accidents at work per 1,000 full time equivalent employees (FTE) declined to 21.16 (- 3.3 %).</p> <p>In 2017, 13,625 serious accidents at work were recorded which resulted in payment of a pension or death benefit. The risk of serious accidents at work per 1,000 full time equivalent employees (FTE) thus fell by 6.4 %, from 0.353 in 2016 to 0.330 in 2017. In addition, 451 fatal work-related accidents occurred.</p> <p>The 190,968 reportable commuting accidents in the industrial and public sectors constitute an increase compared to the previous year, from 3.85 to 3.86 per 1,000 insurance relationships.</p>	<p><b>災害発生数</b> (訳者注：死亡及び休業3日を超える災害が対象である。)</p> <p>産業部門及び公務部門についての災害保険機関の適用の範囲では、2017年には死亡又は休業3日を超える結果をもたらした合計で873,522件の職場での災害があつて、それは(2016年に比較して)0.4%の減少である。フルタイム換算労働者(FTE)1,000人当たりの災害のリスクは、21.16で、(-3.3%)低下した。</p> <p>2017年には、年金又は死亡給付の支払いとなる13,625件の職場における重大な災害が記録された。フルタイム換算労働者(FTE)1,000人当たりの職場での災害のリスクは、このように、2016年の0.353から2017年の0.330へと6.4%低下した。加えて、451件の作業関連死亡災害が起こった。</p> <p>産業部門及び公務部門における報告された190,968件の通勤災害は、その前年に比較して、1,000保険関係当たり3.85から3.86へと増加を示している。</p> <p>4,607件の新たな通勤災害年金は、1,000保険関係当たりの災害のリスクが</p>

<p>The 4,607 new commuting accident pensions represent a reduction in the accident risk per 1,000 insurance relationships, from 0.098 per 1,000 insurance relationships in 2016 to 0.093 in 2017 (-4.7 %). The number of fatal commuting accidents also decreased from 311 to 280.</p>	<p>2016年の0.098から2017年の0.093へと4.7%の減少を示している。死亡通勤災害の数は、311件から280件に減少した。  (訳者注：次の第1表を参照されたい。)この場合、2015年の災害件数及び2016年の災害件数の増減比較については、2016年にドイツ法定災害保険(Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung：略称DGUV)が公表した資料から訳者が引用して加えてある。)</p>
--	--

第1表

<b>Work-related and commuting accidents</b> <b>作業関連及び通勤災害</b>	<b>Accident insurance in industrial and public sector</b> <b>産業及び公務部門における災害保険 (の災害件数)</b>				
	2015年	2016年	2015年に対する変化：Change in % (百分率での変化)	2017年	2016年に対する変化：Change in % (百分率での変化)
<b>Reportable accidents at work</b> <b>報告された作業関連災害</b>	866,056	877,071	+1.27	873,522	-0.40
<b>per 1,000 full time equivalent employees (FTE)</b> <b>フルタイム労働者換算 (FTE)</b> <b>1,000人当たり (の発生率)</b>	21.98	21.89	-0.42	21.16	-3.31
<b>Reportable commuting accidents</b> <b>報告された通勤災害</b>	179,181	186,070	+3.84	190,968	+2.63
<b>per 1,000 weighted insurance relationships</b>	3.78	3.85	+1.82	3.86	+0.09

(複数の法的災害保険に加入している場合を加算した) 1,000 保険関係当たり(の発生率)					
<b>Reportable accidents, total</b> 報告された事故の合計	<b>1,045,237</b>	<b>1,063,140</b>	<b>+ 1.71</b>	<b>1,064,490</b>	<b>+ 0.13</b>
<b>accidents at work – new pensions</b> 新たな作業関連災害年金	14,460	14,132	– 2.27	13,625	– 3.59
<b>per 1,000 full time equivalent employees (FTE)</b> フルタイム労働者換算 (FTE) 1,000 人当たり(の発生率)	0.367	0.353	– 3.90	0.330	– 6.40
<b>Commuting accident – new pensions</b> 新たな通勤災害年金	4,809	4,716	– 1.93	4,607	– 2.31
<b>per 1,000 weighted insurance relationships</b> (複数の法的災害保険に加入している場合を加算した) 1,000 保険関係当たり(の発生率)	0.102	0.098	– 3.85	0.093	– 4.73
<b>New pensions, total</b> 新たな年金の合計	<b>19,269</b>	<b>18,848</b>	<b>– 2.18</b>	<b>18,237</b>	<b>– 3.27</b>
<b>Fatal work-related accidents</b>	<b>470</b>	<b>424</b>	<b>– 9.79</b>	<b>451</b>	<b>+ 6.37</b>

作業関連死亡災害					
Fatal commuting accidents 通勤死亡災害	348	311	-10.63	280	-9.97
Fatal accidents, total 死亡災害合計	818	735	-10.15	731	-0.54

(訳者注：第1表中の「per 1,000 full time equivalent employees (FTE)ーフルタイム労働者換算 (FTE) 1,000人当たり(の発生率)」についての日本との比較)

第1表における「per 1,000 full time equivalent employees (FTE)ーフルタイム労働者換算 (FTE) 1,000人当たり(の発生率)」に相当する日本のデータとしては、「死傷年千人率」(休業4日以上。厚生労働省資料)があるが、ドイツの業種分類と日本の労働災害の統計における業種分類とは、かなり異なっているため、業種別に比較することは困難である。

そこで、日本の全業種平均の死傷年千人率と比較することにした。

この場合、日本の2014年、2015年、2016年のデータは、次の表のとおりである。

全業種平均/西暦	2014年	2015年	2016年	2017年
死傷年千人率	2.3	2.3	2.2	2.2

したがって、ドイツのフルタイム労働者換算 (FTE) 1,000人当たりの発生率(第1表にあるとおり、2015年には21.98、2016年には21.89、2017年には21.16。)は、日本のものと比較すると約10倍になっている。(ただし、ドイツは通勤災害が含まれているが、日本は含まれていない。なお、ドイツは公務部門が含まれているが、日本は現業を除き公務部門が含まれていない。)

## II—2 分野別、同業者労災保険組合（略称：BG）別の報告された災害（第2表参照）

<https://www.dguv.de/en/facts-figures/work-related/work-related-accidents/index.jsp>

第2表

分野別、同業者労災保険組合(略称:BG)別	2016	2017	Change in % (変化率: %)	
Accident insurance in industrial sector (産業部門の合計。(注1 郵便及び通信業についてのドイツ社会災害保障機関のものを含む。))	802,016	799,883	-	0.27
of which in BG group(そのうちのBG別)				
BG for the raw materials and chemical industry (原材料及び化学工業同業者組合)	22,480	22,564	+	0.37
BG for the woodworking and metalworking industries (木材木製品及び金属産業同業者組合)	148,512	146,592	-	1.29
BG for the energy, textile, electrical and media products sectors (エネルギー、繊維及びメディア産業同業者組合)	56,183	55,404	-	1.39
BG for the building trade (建設物業同業者組合)	104,820	103,755	-	1.02
BG for the foodstuffs and catering industry (食料品及び仕出し業同業者組合)	67,821	67,672	-	0.22
BG for the trade and logistics industry (通商及び流通業同業者組合)	104,722	105,852	+	1.08
BG for the Transport industry, postal logistics and telecommunications (運輸、郵便、通信業同業者組合)	71,986	73,302	+	1.83

BG for the administrative sector (管理運営同業者組合)	148,551	147,376	-	0.79
BG for the health and welfare services (医療及び福祉サービス同業者組合)	76,941	77,366	+	0.55
<b>Accident insurance in public sector<sup>2</sup></b> (公務部門の災害保険全体。注2 郵便及び通信業についてのドイツ社会災害保障機関のものを除く。)	<b>75,055</b>	<b>73,639</b>	-	<b>1.89</b>
<b>Total</b> (産業部門及び公務部門の合計)	<b>877,071</b>	<b>873,522</b>	-	<b>0.40</b>

II-3 産業分野別及び同業者労災保険組合別の報告された100万労働時間当たりの災害件数（訳者注：つまり度数率）（Reportable accidents at work per one million hours worked by sector and BG）（第3表参照）

[原典の所在] <http://www.dguv.de/en/facts-figures/work-related/work-related-accidents-1mio-hours/index.jsp>

[原典の名称] Reportable accidents at work per one million hours worked by sector and BG

（第3表）

部門別又は同業者災害保険組合（略称 BG）別/年別災害件数及び2017年の100万労働時間当たりの災害件数（つまり発生率）の2016年の同様の発生率に対する増減率（%）	2016	2017	Change in % (変化の割合 (%))	
<b>Accident insurance in industrial sector<sup>1</sup></b> (産業部門の災害保険の合計（備考1 郵便及び通信業についてのドイツ社会災害保障機関のものを含む。）)	<b>14.62</b>	<b>14.24</b>	-	<b>2.60</b>
<b>of which in BG group</b> （同業者労災保険組合（BG）別）				



BG for the raw materials and chemical industry (原材料及び化学工業同業者組合)	11.69	11.60	-	0.74
BG for the woodworking and metalworking industries (木材木製品及び金属産業同業者組合)	23.68	22.17	-	6.35
BG for the energy, textile, electrical and media products sectors (エネルギー、繊維及びメディア産業同業者組合)	11.71	11.63	-	0.75
BG for the building trade (建設物業同業者組合)	35.22	34.39	-	2.36
BG for the foodstuffs and catering industry (食料品及び仕出し業同業者組合)	21.79	21.37	-	1.94
BG for the trade and logistics industry (通商及び流通業同業者組合)	14.58	14.79	+	1.44
BG for the Transport industry, postal logistics and telecommunications (運輸、郵便、通信業同業者組合)	27.58	27.54	-	0.12
BG for the administrative sector (管理運営同業者組合)	7.99	7.69	-	3.75
BG for the health and welfare services (医療及び福祉サービス同業者組合)	10.39	10.05	-	3.28
<b>Accident insurance in public sector<sup>2</sup></b> (公務部門の災害保険全体。備考2 郵便及び通信業についてのドイツ社会災害保障機関のものを除く。)	<b>9.33</b>	<b>8.97</b>	-	<b>3.80</b>
<b>Total</b> (産業部門及び公務部門の合計)	<b>13.94</b>	<b>13.57</b>	-	<b>2.69</b>

<sup>1</sup> includes German Social Accident Insurance Institution for the postal logistics and telecommunications (注1：郵便及び通信業についてのドイツ社会災害保障機関のものを含む。)

<sup>2</sup> excludes German Social Accident Insurance Institution for the postal logistics and telecommunications (注2：郵便及び通信業についてのドイツ社会災害保障機関のものを除く。)

(訳者注：日本の度数率との比較)

第3表における「部門別又は同業者災害保険組合（略称BG）別/年別災害件数及び2016年の100万労働時間当たりの災害件数（つまり発生率）に相当する日本のデータとしては、「度数率」（休業4日以上。厚生労働省資料）があるが、ドイツの業種分類と日本の労働災害の統計における業種分類とは、かなり異なっているため、業種別に比較することは困難である。

そこで、日本の全業種平均の度数率と比較することにした。

この場合、日本の2014、2015、2016年、2017年の度数率のデータ（資料出所：厚生労働省労働災害動向調査）は、次の表のとおりである。

全業種平均/西暦年	2014年	2015年	2016年	2017年
度数率	1.66	1.61	1.63	1.66

したがって、ドイツの **Accident insurance in industrial sector**（産業部門の災害保険の合計2016年の100万労働時間当たりの災害件数（つまり発生率））の、2016年14.62、2017年14.24は、いずれも日本の相当するデータよりは大幅に高くなっている。

II—4 部門別、同業者労災組合別のフルタイム換算被雇用者（訳者注：略称 FTE）1,000 人当たりの報告された災害  
件数（つまり発生率）及び 2016 年に対する 2017 年の増減率（%）（第 4 表参照）

(Reportable accidents at work per 1,000 full time equivalent employees (FTE) by sector and BG)

[原典の所在] <http://www.dguv.de/en/facts-figures/work-related/work-related-accidents-1000fte/index.jsp>

[原典の名称] Reportable accidents at work per 1,000 full time equivalent employees (FTE) by sector and BG

(第 4 表)

部門別、同業者労災組合別	2016	2017	Change in % (変化率 %)	
<b>Accident insurance in industrial sector <sup>1</sup></b> 産業部門の法定災害保険の合計（注 1：郵便及び通信業についてのドイツ社会災害保障機関のものを含む。）	22.95	22.21	-	3.22
BG for the raw materials and chemical industry (原材料及び化学工業同業者組合)	18.36	18.10	-	1.38
BG for the woodworking and metalworking industries (木材木製品及び金属産業同業者組合)	37.17	34.59	-	6.95
BG for the energy, textile, electrical and media products sectors (エネルギー、繊維及びメディア産業同業者組合)	18.39	18.14	-	1.38
BG for the building trade (建設物業同業者組合)	55.29	53.64	-	2.98
BG for the foodstuffs and catering industry (食料品及び仕出し業同業者組合)	34.21	33.33	-	2.56
(BG for the trade and logistics industry)	22.90	23.08	+	0.79

(通商及び流通業同業者組合)				
BG for the Transport industry, postal logistics and telecommunications (運輸、郵便及び通信業同業者組合)	43.29	42.97	-	0.76
BG for the administrative sector (管理運営同業者組合)	12.55	12.00	-	4.36
BG for the health and welfare services (医療及び福祉サービス同業者組合)	16.32	15.68	-	3.89
Accident insurance in public sector <sup>2</sup> 公務部門の災害保険全体(注2：郵便及び通信業についてのドイツ社会災害保障機関のものを除く。)	14.65	14.00	-	4.41
<b>Total(合計)</b>	<b>21.89</b>	<b>21.16</b>	<b>-</b>	<b>3.31</b>

<sup>1</sup> includes German Social Accident Insurance Institution for the postal logistics and telecommunications (注1：郵便及び通信業についてのドイツ社会災害保障機関のものを含む。)

<sup>2</sup> excludes German Social Accident Insurance Institution for the postal logistics and telecommunications (注2：郵便及び通信業についてのドイツ社会災害保障機関のものを除く。)

**(訳者注：第4表中の「per 1,000 full time equivalent employees (FTE)－フルタイム労働者換算 (FTE) 1,000人当たり(の発生率)」日本との比較)**

第4表における「per 1,000 full time equivalent employees (FTE)－フルタイム労働者換算 (FTE) 1,000人当たり(の発生率)」に相当する日本のデータとしては、死傷年千人率(休業4日以上)があるが、ドイツの業種分類と日本の労働災害の統計における業種分類とは、かなり異なっているため、業種別に比較することは困難である。

そこで、日本の全業種平均の死傷年千人率(休業4日以上)と比較することにした。

この場合、日本の2014年、2015年、2016年の死傷年千人率のデータは、次の表のとおりである(再掲)。

この場合、日本の2014、2015、2016年、2017年の度数率のデータ(資料出所：厚生労働省労働災害動向調査)は、次の表のとおりである。

全業種平均/西暦年	2014年	2015年	2016年	2017年
度数率	1.66	1.61	1.63	1.66

全業種平均/西暦	2014年	2015年	2016年	2017年
死傷年千人率	2.3	2.3	2.2	2.2

したがって、ドイツの「per 1,000 full time equivalent employees (FTE)ーフルタイム労働者換算 (FTE) 1000人当たり(の発生率)」は、2015年の23.00、2016年の22.95と比較すると、ドイツは日本のものよりは大幅に高くなっている。

## II—5 職業性疾病 (Occupational diseases (ODs)) (2017年の速報値)

### II—5—1 全体の傾向

[原典の所在] <https://www.dguv.de/en/facts-figures/ods/causation-od/index.jsp>

[原典の名称] Occupational diseases (ODs)

#### (総括的な説明)

原典の英語原文	左欄の日本語仮訳
<ul style="list-style-type: none"> <li>In the area of responsibility of the accident insurance institutions within the industrial and public sectors and of pupil accident insurance institutions, the number of notifications of suspected cases of occupational disease decreased in 2017 by 0.4 % in relation to the previous year to 75,187. Each reported suspected case triggers an investigation.</li> <li>77,330 investigations were completed in 2017. An occupational disease was formally recognized in 19,794 of these cases (- 3.6 %), and a pension awarded in 4,956 cases (- 7.6 %). In a further 18,286 cases (- 6.3 %), the disease was found to be occupational in origin, but the specific regulatory insurance provisions governing legal recognition of an occupational disease were not satisfied. Examples of such cases are skin diseases where the hazardous activity has not ceased. Measures for individual prevention and medical rehabilitation are nevertheless provided where applicable in such cases in accordance with the BKV § 3 (regulation governing occupational disease). In 49.2 % of the investigations completed in</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業部門及び公務部門並びに学校部門の災害保険機関の適用範囲において、職業性疾病の疑わしいケースとされた通知数は、2017年には2016年の75,187件に比較して0.4%減少した。それぞれの報告された疑わしいケースは、調査をする契機となっている。</li> <li>2017年には77,330件の調査が完了された。これらのケースのうち、公的に認定された職業性疾病は、19,794件(-3.6%)であって、年金の決定があったのは4,956件(-7.6%)であった。さらに、18,286のケース(-6.3%)では、その発症は職業が起源であるとみなされたが、職業性疾病の法的な認定を決定する規則上の特別の規定が満足されていなかった。そのようなケースの例には、有害な活動が中止されなかった皮膚疾患がある。それにもかかわらず、BKV(職業性疾病を決定する規則)第3条に適合して適用が可能な場合には、個別の予防及び医療上の治療は、与えられている。2016年に完了された調査の49.2%は、その疾病の職業的な原因が確定された(38,080件)。残りの39,250件(-1.8%)においては、職業性疾病の疑い</li> </ul>

<p>2017, the occupational cause of the disease was confirmed (38,080 cases). In the remaining 39,250 cases (- 1.8 %), the suspicion of an occupational disease was not confirmed, either because no corresponding hazard could be found at the workplace, or because no relationship was identified between such exposure and the disease.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 2,580 fatalities caused by occupational disease were recorded in the reporting year. The majority of these were attributable to inorganic dusts, particularly asbestos.</li> </ul>	<p>が、相当する有害な要因が作業場で見出されなかったか、又はそのようばく露と疾病との関係が同定されなかったかのいずれかの理由で、確定されなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 職業性疾病による 2,580 件の死亡が、報告年 (2017 年) に記録された。これらの大多数は、無機性の粉じん、とりわけ石綿によるものであった。</li> </ul>
--	---

<p>The increase in 2016 is partly due to new occupational diseases, which were added on January 1, 2015.</p>	<p>2016 年の増加は、部分的には 2015 年 1 月 1 日に追加された新しい職業性疾病 (訳者注 : <i>Laryngeal cancer caused by intensive and multiyear exposure to mists and vapours from sulphuric acid</i>: 強度に、また、長年硫酸のミストにばく露されたことによる咽頭部のがん) によるものである。</p>
--	---

II-5-2 確定された職業性疾病の職業的な原因(第 5 表参照)

[原典の所在] : <https://www.dguv.de/en/facts-figures/ods/causation-od/index.jsp>

[原典の名称] : Occupational causation of OD confirmed ((確定された職業性疾病の職業上の原因)

Accident insurance in industrial and public sector as well as pupil accident insurance (産業及び公務部門並びに学校部門の災害保険)

(訳者注 : 次の表において、“OD No.” とは、ドイツの職業性疾病規則の附属書中に含まれている職業性疾病の項目の番号のことである。)

(第 5 表)

Occupational Diseases as contained in the annex to the German ordinance on occupational diseases

(ドイツの職業性疾病規則の附属書中に含まれている職業性疾病)

Occupational diseases (OD) (職業性疾病)	左欄の英語原文の日本語仮訳	OD No.	2015	2016	2017
<b>Diseases caused by chemical agents</b>	<b>化学的因子による疾病</b>				
Lead	鉛	1101	1	2	2
Mercury	水銀	1102	1	-	-
Chromium	クロム	1103	22	31	26
Cadmium	カドミウム	1104	2	1	-
Manganese	マンガン	1105	-	-	-
Thallium	タリウム	1106	-	-	-
Vanadium	バナジウム	1107	-	-	-
Arsenic	砒素	1108	1	5	3
Phosphorus, inorganic	無機りん	1109	-	-	-
Beryllium	ベリリウム	1110	4	-	6
Carbon monoxide	一酸化炭素	1201	12	39	10
Hydrogen sulphide	硫化水素	1202	2	-	2
Aromatic amines	芳香族アミン	1301	186	191	206
Halogenated hydrocarbons	ハロゲン化炭化水素	1302	14	16	22
Benzene	ベンゼン	1303	4	4	3
Nitro or amino derivatives	ニトロ又はアミノ誘導体	1304	-	1	-
Carbon disulphide	二硫化炭素	1305	-	-	1
Methyl alcohol	メチルアルコール	1306	-	-	-
Phosphorus, organic	有機りん	1307	-	-	-
Fluorine	フッ素	1308	-	2	1



Nitric acid esters	硝酸エステル	1309	-	-	-
Alkyl-Aryl-Oxides	アルキルーアリル酸化物	1310	-	-	1
Alkyl-Aryl-Sulphides	アルキルーアリル硫化物	1311	-	-	-
Acids (dental diseases)	酸 (歯科疾病)	1312	2	3	3
Benzoquinone (eye)	ベンゾキノン (眼)	1313	-	-	-
P-tert-Butylphenol	パラターシャリーブチルフェノール	1314	-	-	-
Isocyanates	イソシアネート	1315	52	59	44
Dimethyl formamide	ジメチルフォルムアミド	1316	-	-	-
Organic solvents	有機溶媒	1317	6	11	7
<b>Benzol, blood and lymphatic system</b>	<b>ベンゼン、血液及びリンパ系</b>	<b>1318</b>	30	355	<b>328</b>
Laryngeal cancer, sulphuric acid	咽頭部のがん、硫酸によるもの	1319	1	2	6
Leukaemia, butadiene	ブタジエンによる白血病	1320	—	—	—
Bladder cancer, PAH	多環芳香族炭化水素による膀胱がん	1321	—	—	8
<b>Diseases caused by physical impact</b>	<b>物理的刺激による疾病</b>				
Tendovaginal	腱鞘	2101	42	34	29
Meniscus lesion	半月板欠損	2102	228	232	246
Hand-arm vibration, skeletal diseases	手腕振動、骨格系の疾病	2103	100	108	109
Hand-arm vibration, vascular/neurological diseases	手腕振動、筋/神経の疾病	2104	29	29	34
Mucous bursae	筋嚢	2105	56	66	57
Nerve paralysis due to pressure	圧力による神経麻痺	2106	16	14	12

Spinous processes	棘突起	2107	-	-	-
Lumbar spine, lefting and carrying	腰部脊椎障害	2108	54	538	510
Cervical spine	頰椎	2109	9	5	5
Lumbar spine, mainly vertical vibration of the entire body	腰部脊椎、全身の主として鉛直な振動	2110	6	4	10
Abrasions of the teath	歯の磨耗 (teeth)	2111	1	2	3
Osteoarthritis	骨関節炎	2112	200	223	235
Carpal tunnel syndrome	手根管症候群	2113	102	253	276
Hypothenar- and Thenar Hammer Syndrome	親指、小指及び手のひらハンマー兆候群	2114	16	29	27
Working in compressed air	圧縮空気内での作業	2201	-	-	2
Noise	騒音	2301	6,216	6,850	6,649
Cataract	白内障	2401	1	1	1
Ionizing radiation	電離放射線	2402	41	39	29
<b>Diseases caused by infectious agents or parasites including tropical diseases</b>	<b>熱帯病を含む感染性の因子又は寄生虫による疾病</b>				
Infectious diseases	感染症	3101	696	879	996
Diseases transmitted	直接接触感染症	3102	120	199	207
Miner's vermination	鉱山労働者の寄生虫感染症	3103	-	-	-
Tropical diseases	熱帯病	3104	153	179	129
<b>Diseases of the respiratory tract, lungs, pleura and peritoneum</b>	<b>呼吸器官、肺、胸膜及び腹膜の疾病</b>				
Silicosis	矽肺	4101	698	716	589
Silicotuberculosis	矽肺結核	4102	5	7	7

Asbestosis	石綿肺	4103	1,995	2,183	1,947
Lung- or larynx cancer, asbestos	石綿による肺又は喉頭がん	4104	771	912	782
Mesothelioma, Asbestos	石綿による中皮腫	4105	951	1,031	961
Aluminium	アルミニウム (肺)	4106	1	-	3
Pulmonary fibrosis	肺線維症	4107	-	1	1
Thomas phosphate	トーマスリン肥	4108	-	-	-
Nickel	ニッケル	4109	5	5	5
Crude coke oven gas	発生コークス炉ガス	4110	11	4	13
Bronchitis/Emphysema (hard coal miners)	気管支炎/気腫 (硬い石炭鉱山の工夫)	4111	215	239	135
Lung cancer, quartz	石英による肺がん	4112	35	90	62
Lung cancer, PAH	多環芳香族炭化水素による肺がん	4113	12	12 <sub>7</sub>	1
Lung cancer, asbestos and PAH	石綿及び多環芳香族炭化水素による肺がん	4114	33	22	27
Siderofibrosis	溶接フェュームに極端に長期間ばく露されたことによる肺線維症	4115	9	8	6
Alveolitis	肺肺炎	4201	26	23	19
Byssinosis	ビシノーシス (原料の綿、亜麻又は大麻の粉じんによって罹患する下部呼吸器官の疾病)	4202	1	-	1
Wood dust	木材粉じん	4203	53	66	69
Obstructive respiratory tract diseases, allergic	呼吸器官の妨害になる疾病、アレルギー	4301	590	526	489

Obstructive respiratory tract diseases, 職業性疾患による死亡 (2017年の速報値。第6表参照)	有害な化学物質等による呼吸器官	4302	303	330	310
Skin diseases Fatalities due to OD	皮膚疾患				
Skin diseases [原典の所在] <a href="http://www.dguv.de/en/facts-figures/ods/fatalities-od/index.jsp">http://www.dguv.de/en/facts-figures/ods/fatalities-od/index.jsp</a>	皮膚疾患	5101	20,457	19,641	18,422
[原典の名称] Fatalities due to OD	皮膚がん	5102	88	59	46
Skin cancer Accident insurance in industrial and public sector as well as pupil accident insurance	紫外線照射による皮膚がん	5103	1,485	3,723	3,887
Skin cancer, ultraviolet irradiation					
Diseases caused by other (第6表) factors Fatalities due to OD (職業性疾患による死亡)	他の因子による疾病				
Miner's nystagmus	鉱夫の眼球震蕩症 しんとう	6101	-	-	-
§ 9 II SGB VII	(訳者注：ドイツ社会法典第七卷 第II節第9条の業務上疾病。具体 的な疾病の種類については、この 資料では明らかにされていな い。)		21	45	32
GDR OD <sup>2</sup>	(東西ドイツ統一前の旧東ドイツ で認定されていた職業性疾病)		9	7	4
Total	合計		37,149	40,056	38,080

Occupational diseases (OD)	左欄の英語原文の日本語仮訳	OD No.	2015	2016	2017
Diseases caused by chemical agents	化学的因子による疾病				
Lead	鉛	1101	1	-	-
Mercury	水銀	1102	-	-	-

Chromium	クロム	1103	8	6	12
Cadmium	カドミウム	1104	-	1	1
Manganese	マンガン	1105	-	-	-
Thallium	タリウム	1106	-	-	-
Vanadium	バナジウム	1107	-	-	-
Arsenic	砒素	1108	1	-	-
Phosphorus, inorganic	無機りん	1109	-	-	-
Beryllium	ベリリウム	1110	4	1	1
Carbon monoxide	一酸化炭素	1201	1	-	-
Hydrogen sulphide	硫化水素	1202	-	1	-
Aromatic amines	芳香族アミン	1301	26	29	47
Halogenated hydrocarbons	ハロゲン化炭化水素	1302	6	9	1
Benzene	ベンゼン	1303	7	9	5
Nitro or amino derivatives	ニトロ又はアミノ誘導体	1304	-	-	-
Carbon disulphide	二硫化炭素	1305	-	-	-
Methyl alcohol	メチルアルコール	1306	1	-	-
Phosphorus, organic	有機りん	1307	-	-	-
Fluorine	フッ素	1308	-	-	-
Nitric acid esters	硝酸エステル	1309	-	-	-
Alkyl-Aryl-Oxides	アルキルーアリル酸化物	1310	1	1	-
Alkyl-Aryl-Sulphides	アルキルーアリル硫化物	1311	-	-	-
Acids (dental diseases)	酸 (歯科疾病)	1312	-	-	-
Benzoquinone (eye)	ベンゾキノン (眼)	1313	-	-	-
P-tert-Butylphenol	パラターシャリーブチルフェノール	1314	-	-	-

Isocyanates	イソシアネート	1315	3	-	-
Dimethyl formamide	ジメチルフォルムアミド	1316	-	-	-
Organic solvents	有機溶媒	1317	-	1	-
Benzol, blood and lymphatic system	ベンゾール、血液及びリンパ系	1318	105	118	114
Laryngeal cancer, sulphuric acid	咽頭部のがん、硫酸によるもの	1319	-	-	-
<b>Diseases caused by physical impact</b>	<b>物理的影響による疾病</b>				
Tendovaginal	腱鞘	2101	-	-	-
Meniscus lesions	半月板欠損	2102	-	-	-
Hand-arm vibration, skeletal diseases	手腕振動、骨格系の疾病	2103	-	-	-
Hand-arm vibration, vascular/neurological diseases	手腕振動、筋/神経の疾病	2104	-	-	-
Mucous bursae	筋嚢	2105	-	-	-
Nerve paralysis due to pressure	圧力による神経麻痺	2106	-	-	-
Spinous processes	棘突起	2107	-	-	-
Lumbar spine, lefting and carrying	腰部脊椎障害	2108	-	-	2
Cervical spine	頸椎	2109	-	-	-
Lumbar spine, mainly vertical vibration of the entire body	腰部脊椎、全身の主として鉛直な振動	2110	-	-	-
Abrasions of the teeth	歯の磨耗 (teeth)	2111	-	-	-
Osteoarthritis	骨関節炎	2112	-	-	-
Carpal tunnel syndrome	手根管症候群	2113	-	-	-
Hypothenar- and Thenar Hammer Syndrome	仮想的なハンマー及び手のひらハンマー兆候群	2114	-	-	-
Working in compressed air	圧縮空気内での作業	2201	-	-	-

Noise	騒音	2301	-	-	-
Cataract	白内障	2401	-	-	-
Ionizing radiation	電離放射線	2402	67	28	32
<b>Diseases caused by infectious agents or parasites including tropical diseases</b>	<b>熱帯病を含む感染性の因子又は寄生虫による疾病</b>				
Infectious diseases	感染症	3101	13	16	18
Diseases transmitted	直接接触感染症	3102	1	-	1
Miner's vermination	鉱山労働者の寄生虫感染症	3103	-	-	-
Tropical diseases	熱帯病	3104	-	1	2
<b>Diseases of the respiratory tract, lungs, pleura and peritoneum</b>	<b>呼吸器官、肺、胸膜及び腹膜の疾病</b>				
Silicosis	硅肺	4101	305	230	281
Silicotuberculosis	硅肺結核	4102	7	2	3
Asbestosis	石綿肺	4103	165	166	174
Lung- or larynx cancer, asbestos	石綿による肺又は喉頭がん	4104	593	618	601
Mesothelioma, Asbestos	石綿による中皮腫	4105	811	857	838
Aluminium	アルミニウム (肺)	4106	-	1	-
Pulmonary fibrosis	肺線維症	4107	-	-	1
Thomas phosphate	トーマスリン肥	4108	-	-	1
Nickel	ニッケル	4109	4	4	3
Crude coke oven gas	発生コークス炉ガス	4110	6	10	8
Bronchitis/Emphysema (hard coal miners)	気管支炎/気腫 (硬い石炭鉱山の鉱夫)	4111	115	111	149
Lung cancer, quartz	石英による肺がん	4112	37	80	91
Lung cancer, PAH	多環芳香族炭化水素による肺がん	4113	10	4	11

Lung cancer, asbestos and PAH	石綿及び多環芳香族炭化水素による肺がん	4114	11	15	17
Siderofibrosis	溶接フュームに極端に長期間ばく露されたことによる肺線維症	4115	1	2	4
Alveolitis	肺炎	4201	1	7	7
Byssinosis	ビシノーシス (原料の綿、亜麻又は大麻の粉じんによって罹患する下部呼吸器官の疾病)	4202	-	1	-
Wood dust	木材粉じん	4203	16	27	23
Obstructive respiratory tract diseases, allergic	呼吸器官の妨害になる疾病、アレルギー	4301	12	10	14
Obstructive respiratory tract diseases, toxic	有害な化学物質等による呼吸器官の障害	4302	24	29	38
<b>Skin diseases</b>	<b>皮膚疾患</b>				
Skin diseases	皮膚疾患	5101	-	-	-
Skin cancer	皮膚がん	5102	1	-	-
Skin cancer, ultraviolet irradiation	紫外線照射による皮膚がん	5103	1	3	10
<b>Diseases caused by other factors</b>	<b>他の因子による疾病</b>				
Miner's nystagmus	鉱夫の眼球震蕩(しんとう)症	6101	-	-	-
§ 9 II SGB VII	(訳者注：ドイツ社会法典第VII巻第II節第9条の業務上疾病。具体的な疾病の種類については、この資料では明らかにされていない。)		47	37	45
GDR-OD <sup>1</sup>	(東西ドイツ統一前の旧東ドイツで認定されていた職業性疾病)		50	29	25
<b>Total(合計)</b>			<b>2,963</b>	<b>2,573</b>	<b>2,580</b>



<sup>1</sup> Cases in acc. with GDR OD ordinance (東西ドイツ統一前の旧東ドイツで認定されていた職業性疾病)

(作成者注 1 : 2015 年、2016 年及び 2017 年における日本の疾病別業務上疾病者数は、次の表のとおりである。(資料出所 : 厚生労働省))

業務上疾病の種類/年別の罹患 者数	罹患者数 (人)		
	2015 年	2016 年	2017 年
負傷に起因する疾病	5,339	5,598	5,963
物理的因子による疾病	695	704	773
作業態様に起因する疾病	419	312	378
化学物質による疾病	250	216	222
じん肺およびじん肺合併症	251	210	191
その他の疾病	414	321	317
合計	7,368	7,361	7,844

#### (訳者注 2) 石綿による肺がん及び中皮腫等の日本における状況

上記の第 6 表に示されているとおり、2017 年のドイツの石綿による労災肺がん（咽頭がんを含む。）死亡者数は 601 人、中皮腫死亡者数は 838 人等に達しているが、日本においても石綿による肺がん、中皮腫等の労災認定の状況は、大きな問題である。過去 5 年間（平成 24 年度（2012 年度）から平成 29 年度（2017 年度））におけるこれらの状況に関しては、厚生労働省が次のとおり公表している。

[原典の所在] : [https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000188608\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000188608_00001.html)

[原典の標題] : 「厚生労働省は、このたび、平成 29 年度の「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況」の確定値を取りまとめましたので、公表します（速報値は今年 6 月 27 日に公表済み）。」

#### [要約]

石綿による疾病 ※1 で、療養や休業を必要とする労働者や死亡した労働者のご遺族は、疾病発症が仕事によると認められた場合、「労働者災害補償保険法」に基づく給付の対象となります。

平成 29 年度分の労災保険給付の請求件数は 1,085 件（石綿肺を除く）、支給決定件数は 987 件（同）で、請求件数・支給決定件数ともに、昨年度とほぼ同水準となりました。

また、石綿による疾病で死亡した労働者のご遺族で、時効（5 年）によって労災保険の遺族補償給付を受ける権利が消滅した人については、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、疾病発症が仕事によると認められた場合、「特別遺族給付金」が支給される仕組みとなっています。

平成 29 年度分の特別遺族給付金の請求件数は 48 件（前年度比 12 件、33. 3%の増）、支給決定件数は 15 件（前年度比 2 件、15. 4%の増）でした。

なお、平成 29 年度までに労災保険給付などに関する支給決定を受けた労働者の死亡年別の統計資料（資料 1～5）も取りまとめましたので、併せて公表します。資料 4 と 5 は、船員保険関係のものです。

1 労災保険給付の請求・支給決定状況 【別添表 1、表 1 - 2、表 2、表 5、図 1、図 3 - 1】

(1) 肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚 ※ 2

請求件数	1,085 件（前年度比 24 件、2. 2%減）
支給決定件数	987 件（同 5 件、0. 5%増）

(2) 石綿肺（（1）の件数には含まれない） ※ 3、4

支給決定件数	52 件（同 24 件、31. 6%減）
--------	----------------------

2 特別遺族給付金の請求・支給決定状況 ※ 5 【別添表 3、表 4、表 5、図 2、図 3 - 2】

請求件数	48 件（前年度比 12 件、33. 3%増）
支給決定件数	15 件（同 2 件、15. 4%増）

- ※ 1 肺がん、中皮腫、石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚。
- ※ 2 速報値と比較して、請求件数の合計は 2 件増加。支給決定件数の合計は 1 件増加。
- ※ 3 「石綿肺」はじん肺の一種であり、じん肺として労災認定された事案のうち、石綿肺と判断したものを抽出し、別途集計している。
- ※ 4 速報値と比較して、支給決定件数の合計は 2 件減少。
- ※ 5 速報値と比較して、特別遺族給付金の請求件数は 3 件増加。支給決定件数の合計は変動なし。

(資料作成者注：以下にはこの厚生労働省発表資料のうち、関係の深いものを抜粋して紹介している。)

表1 労災保険法に基づく保険給付の石綿による疾病別請求・決定状況(過去5年度分)

(件)

区 分 \ 年 度		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
肺がん	請求件数	420	465	414	427	443
	決定件数	462	443	414	431	387
	うち支給決定件数 (認定率)	382 (82.7%)	391 (88.3%)	363 (87.7%)	387 (89.8%)	335 (86.6%)
中皮腫	請求件数	593	561	578	595	571
	決定件数	560	556	568	552	584
	うち支給決定件数 (認定率)	529 (94.5%)	529 (95.1%)	539 (94.9%)	540 (97.8%)	564 (96.6%)
良性石綿胸水	請求件数	40	26	26	30	25
	決定件数	44	33	20	22	40
	うち支給決定件数 (認定率)	44 (100%)	32 (97.0%)	20 (100%)	20 (90.9%)	39 (97.5%)
びまん性胸膜肥厚	請求件数	62	44	45	57	46
	決定件数	64	58	66	39	55
	うち支給決定件数 (認定率)	53 (82.8%)	50 (86.2%)	47 (71.2%)	35 (89.7%)	49 (89.1%)
計	請求件数	1115	1096	1063	1109	1085
	決定件数	1130	1090	1068	1044	1066
	うち支給決定件数 (認定率)	1008 (89.2%)	1002 (91.9%)	969 (90.7%)	982 (94.1%)	987 (92.6%)

表1-2 石綿肺の支給決定件数

(件)

区 分		年 度				
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
石綿肺	支給決定件数	77	78	64	76	52

注1 決定件数は当該年度以前に請求があったものを含む。

注2 「石綿肺」はじん肺の一種であり、じん肺として労災認定された事案のうち、石綿肺と判断したものを抽出し、集計したものである。

表3 石綿救済法に基づく特別遺族給付金に関する請求・決定状況(過去5年度分)

(件)

区 分		年 度				
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
請求件数		40	36	30	36	48
肺がん	決定件数	27	24	18	14	24
	うち支給決定件数 (認定率)	14 (51.9%)	13 (54.2%)	12 (66.7%)	10 (71.4%)	14 (58.3%)
中皮腫	決定件数	21	8	10	1	2
	うち支給決定件数 (認定率)	7 (33.3%)	6 (75.0%)	8 (80.0%)	1 (100%)	1 (50.0%)
石棉肺	決定件数	3	0	0	2	0
	うち支給決定件数 (認定率)	3 (100%)	0	0	2 (100%)	0
びまん性 胸膜肥厚	決定件数	0	1	0	0	0
	うち支給決定件数 (認定率)	0	1 (100%)	0	0	0
計	決定件数	51 [9]	33 [5]	28 [10]	17 [7]	26 [6]
	うち支給決定件数 (認定率)	24 (47.1%)	20 (60.6%)	20 (71.4%)	13 (76.5%)	15 (57.7%)

注1 請求時には疾病名は記載しないため、疾病別の請求件数の集計はない。

注2 決定件数は当該年度以前に請求があったものを含む。

[ ]は対象疾病でないことから不支給決定したもので、決定件数の外数である。

(件)

区 分		年 度				
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
肺がん	請求件数	420	465	414	427	443
	決定件数	462	443	414	430	386
	うち支給決定件数 (認定率)	382 (82.7%)	391 (88.3%)	363 (87.7%)	386 (89.8%)	334 (86.5%)
中皮腫	請求件数	593	561	578	595	571
	決定件数	560	556	568	552	584
	うち支給決定件数 (認定率)	529 (94.5%)	529 (95.1%)	539 (94.9%)	540 (97.8%)	564 (96.6%)
良性石綿胸水	請求件数	40	26	26	30	25
	決定件数	44	33	20	22	40
	うち支給決定件数 (認定率)	44 (100%)	32 (97.0%)	20 (100%)	20 (90.9%)	39 (97.5%)

びまん性胸膜肥厚	請求件数	62	44	45	57	44
	決定件数	64	58	66	39	55
	うち支給決定件数 (認定率)	53 (82.8%)	50 (86.2%)	47 (71.2%)	35 (89.7%)	49 (89.1%)
計	請求件数	1115	1096	1063	1109	1083
	決定件数	1130	1090	1068	1043	1065
	うち支給決定件数 (認定率)	1008 (89.2%)	1002 (91.9%)	969 (90.7%)	981 (94.1%)	986 (92.6%)



表1-2 石綿肺の支給決定件数

(件)

区 分		年 度				
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
石綿肺	支給決定件数	77	78	64	76	52

注1 決定件数は当該年度以前に請求があったものを含む。

注2 「石綿肺」はじん肺の一種であり、じん肺として労災認定された事案のうち、石綿肺と判断したものを抽出し、集計したものである。

表3 石綿救済法に基づく特別遺族給付金に関する請求・決定状況(過去5年度分)

(件)

区 分		年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
請求件数			40	36	30	36	45
肺がん	決定件数		27	24	18	14	24
	うち支給決定件数 (認定率)		14 (51.9%)	13 (54.2%)	12 (66.7%)	10 (71.4%)	14 (58.3%)

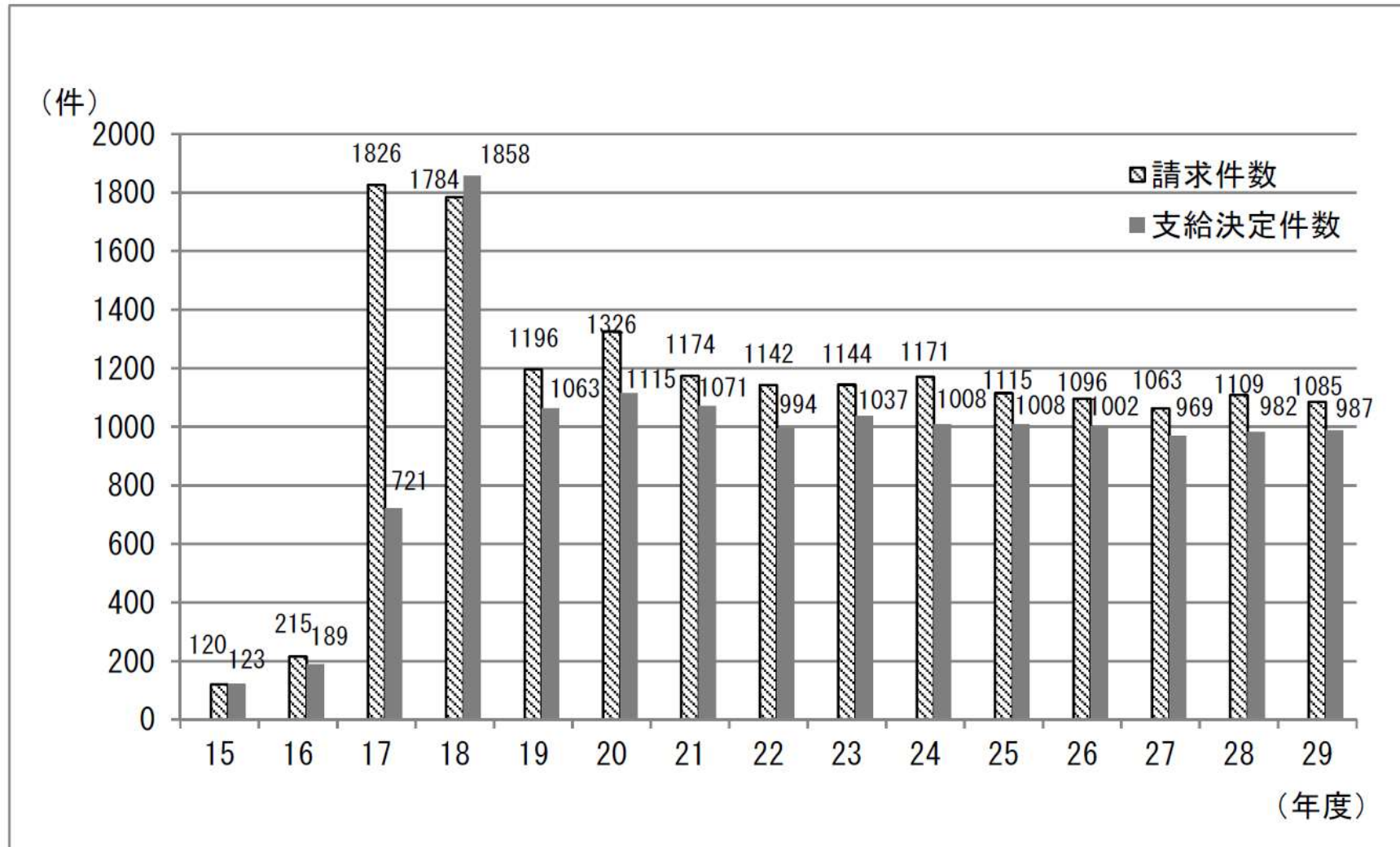
中皮腫	決定件数	21	8	10	1	2
	うち支給決定件数 (認定率)	7 (33.3%)	6 (75.0%)	8 (80.0%)	1 (100%)	1 (50.0%)
石綿肺	決定件数	3	0	0	2	0
	うち支給決定件数 (認定率)	3 (100%)	0	0	2 (100%)	0
びまん性 胸膜肥厚	決定件数	0	1	0	0	0
	うち支給決定件数 (認定率)	0	1 (100%)	0	0	0
計	決定件数	51 [9]	33 [5]	28 [10]	17 [7]	26 [6]
	うち支給決定件数 (認定率)	24 (47.1%)	20 (60.6%)	20 (71.4%)	13 (76.5%)	15 (57.7%)

注1 請求時には疾病名は記載しないため、疾病別の請求件数の集計はない。

注2 決定件数は当該年度以前に請求があったものを含む。

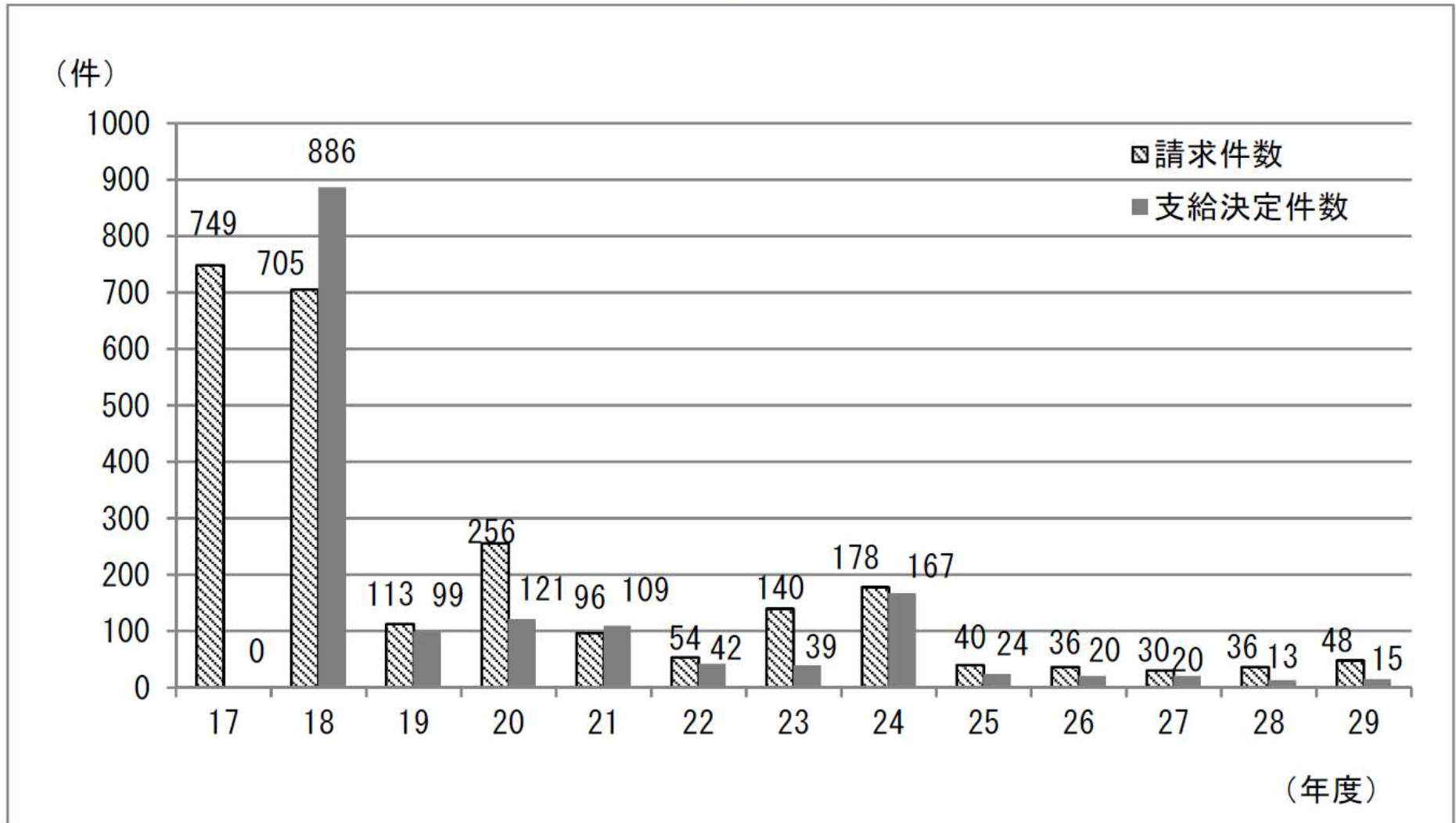
[ ]は対象疾病でないことから不支給決定したもので、決定件数の外数である。

図1 労災保険法に基づく保険給付の請求・支給決定状況



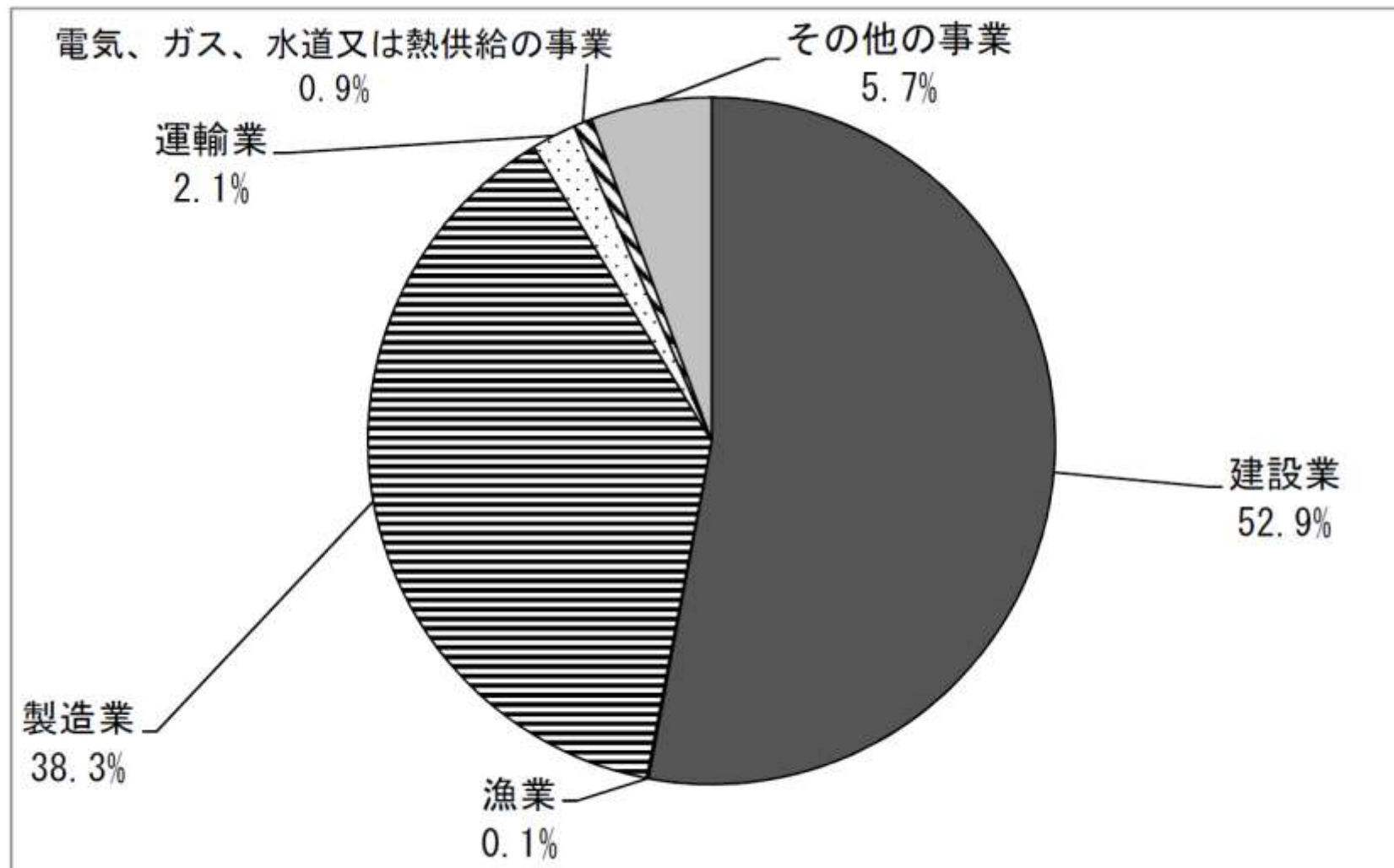
注 請求件数と比較するため、本グラフの支給決定件数には石綿肺によるものを含めていない。

図2 石綿救済法に基づく特別遺族給付金の請求・支給決定状況



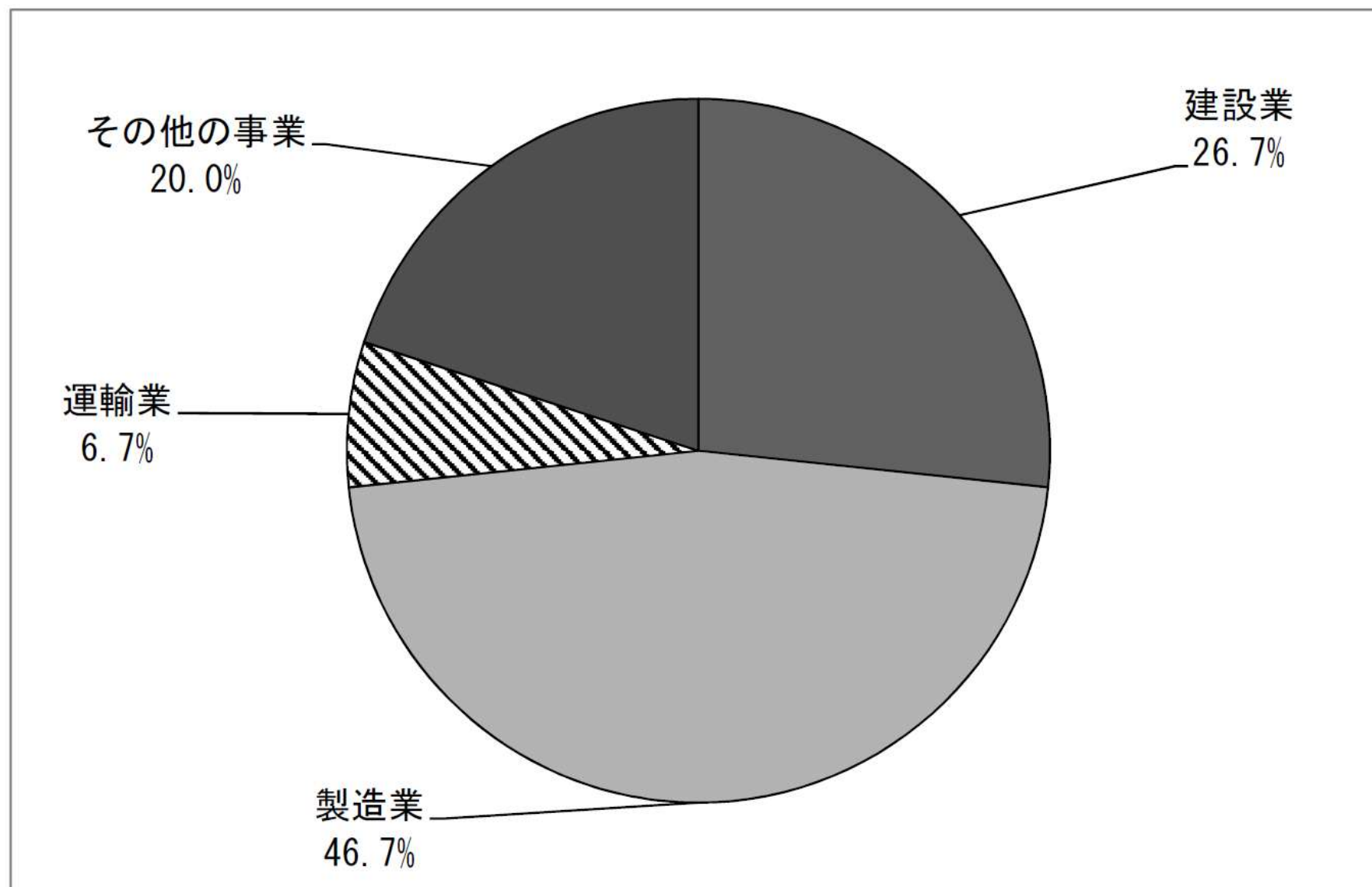
注 平成17年度の請求件数は石綿救済法施行の平成18年3月27日から同月末日までの件数。

図3-1 業種別の支給決定状況（平成29年度・労災保険法に基づく保険給付）



注 本グラフの支給決定状況の算出に当たっては石綿肺によるものを含めている。

図3-2 業種別の支給決定状況（平成29年度・石綿救済法に基づく特別遺族給付金）





### Ⅲ 2000年から2016年までのドイツの労働災害発生状況について

(資料作成者注4：このⅢ及びⅣは、2017年12月18日に当センターが公表した「ドイツの労働安全衛生制度を更新しました。」中の「Ⅲドイツ連邦共和国における労働災害発生状況について」の内容を再掲したものである。ただし、「Ⅲ-3 職業性疾病の発生状況」中の「第1図 認定された職業性疾病の長期的傾向(2000年から2017年まで。ただし、2017年は速報値である。)」については、2017年の速報値を加えてグラフにしている。)

(作成者注：以下の記述において、(イタリック体でのカッコ書き)は、作成者が文意を補足するために加えたものであることを示す。)

#### Ⅲ-1 (傷害を伴う)労働災害及び通勤災害発生状況

(1) 産業部門及び公務部門の災害保険制度の適用の範囲内で2016年は877,071件の作業関連災害(死亡又は休業4日以上の上の休業災害。通勤災害は含まない。)が起こったが、これは前年比1.3%の減少であった。フルタイム労働者に換算して1,000人当たりの作業関連災害は、22.95と前年(23.00)比で2.5%の減少であった。(第1表参照。以下(2)においても同じ。)

(訳者注：この「フルタイム労働者換算1,000人当たりの作業関連災害」については、日本の「産業別年千人率」がそれに相当するデータであると考えられる。2015年における日本のこれらのデータは、製造業で2.8、建設業で4.6 陸上貨物運輸業で8.2(資料出所：いずれも労働者死傷病報告、総務省「労働力調査」から厚生労働省発表)とされているので、ドイツにおける労働災害発生率は、日本のものよりは高いと推定される。)

(2) 2016年には、14,132の年金又は死亡給付金の支払対象となる重大作業関連災害が記録された。フルタイム労働者換算(FTE)1,000人当たりの重大作業関連災害は、2015年の0.367から2016年の0.353に3.4 1.4%低下した。作業関連死亡災害は424人であった。

(訳者注：ドイツでは、雇用者数が約35,887千人(2015年)であることから、死亡災害数が424人であることは、雇用者1万人当たりの災害死亡者数約0.12人を意味すると試算される。一方、日本では、雇用者数は約5,499万人(公務部門の雇用を除く。2016年12月現在。資料出所：総務省統計局)であり、2016年における産業別労働災害死亡者数は全産業で928人であることから、雇用者数1万人当たりの災害死亡者数を試算すると約0.17となる。したがって、ドイツのそれは日本に比較してやや低い水準にある。なお、日本の業種別労働災害死亡者数は、2016年には製造業で177人、建設業で294人、第三次産業で248人である。(資料出所：厚生労働省安全課調べ)

(3) 産業部門及び公務部門で報告された通勤災害は186,070件で、前年と比較すると1,000の保険関係当たり3.78から3.85に少し増

加した。(第 2 表参照)

(4) 2016 年には産業部門及び公務部門で 4,716 件の新たな通勤災害年金給付があったが、これについては、1,000 の保険関係当たりで比較すると、2015 年の 0.102 から 2016 年には 0.098 に減少(減少率: -3.9)したことを表している。

(5) 通勤死亡災害の数は、2015 年の 348 件から 2016 年には 311 件に減少した。(第 1 表参照)

### Ⅲ—2 労働災害発生状況（通勤災害を含む。）の総括的な状況について（第1表参照）

[原典の所在] <http://www.dguv.de/en/facts-figures/work-related/index.jsp> (訳者注：英語版)

[原典の名称] Accident occurrence

#### （総括的な説明）

(訳者注：この部分は、2017年9月26日に、当国際センターがホームページに公表した「ドイツ法定災害保険（Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung：略称DGUV）は、このたび、速報的な資料として、次のものを公表しました。」ものと同じである。ただし、第7表—2については、2017年11月にDGUVが公表した確定値を記載した。

英語原文	日本語仮訳
<p><b>Accident occurrence</b></p> <p>Within the scope of the accident insurance institutions for the industrial and public sectors, a total of 877,071 reportable accidents at work occurred in 2016 which resulted either in death or in incapacity for work for more than three days, that's an increase of 1.3 %. The risk of accidents at work per 1,000 full time equivalent employees (FTE) declined to 21.89 (-0.4 %). In 2016, 14,132 serious accidents at work were recorded which resulted in payment of a pension or death benefit. The risk of serious accidents at work per 1,000 full time equivalent employees (FTE) thus fell by 3.9 %, from 0.367 in 2014 to 0.353 in 2016. In addition, 424 fatal work-related accidents occurred reaching its all-time low.</p> <p>The 186,070 reportable commuting accidents in the industrial and public sectors constitute an increase compared to the previous year, from 3.78 to 3.85 per 1,000 insurance relationships.</p> <p>The 4,716 new commuting accident pensions represent a reduction in the</p>	<p><b>災害発生数</b>（訳者注：死亡及び休業3日を超える災害が対象である。）</p> <p>産業部門及び公務部門についての災害保険機関の適用の範囲では、2016年には死亡又は休業3日を超える結果をもたらした合計で877,071件の職場での災害があつて、それは（2015年に比較して）1.3%の増加である。1,000人のフルタイム換算労働者（ETE）当たりの災害のリスクは、21.89で、（-0.4%）低下した。</p> <p>2016年には、年金又は死亡給付の支払いとなる14,132件の職場における重大な災害が記録された。1,000人のフルタイム換算労働者（ETE）当たりの職場での災害のリスクは、このように、2014年の0.367から2016年の0.353へと3.9%低下した。加えて、424件の作業関連死亡災害が起こったが、これは（年ごとに比較して、）従来の最低であった。</p> <p>産業部門及び公務部門における報告された186,070件の通勤災害</p>

<p>accident risk per 1,000 insurance relationships, from 0.102 per 1,000 insurance relationships in 2015 to 0.098 in 2016 (-3.9 %). The number of fatal commuting accidents also decreased from 348 to 311.</p>	<p>は、その前年に比較して、1,000 保険関係当たり 3.78 から 3.85 へと増加を示している。</p> <p>4,716 件の新たな通勤災害年金は、1,000 保険関係当たりの災害のリスクが 2015 年の 0.102 から 2016 年の 0.098 へと 3.9%の減少を示している。</p> <p>さらに、死亡通勤災害の数は、348 件から 311 件に減少した。</p> <p>(訳者注：次の第 1 表を参照されたい。この場合、2014 年の災害件数及び 2015 年の災害件数の増減比較については、2016 年にドイツ法定災害保険 (Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung : 略称 DGUV) が公表した資料から訳者が引用して加えてある。)</p>
---	--

第 1 表

Work-related and commuting accidents 作業関連及び通勤災害	Accident insurance in industrial and public sector 産業及び公務部門における災害保険 (の災害件数)				
	2014 年	2015 年	2014 年に対する変化 : Change in % (百分率での変化)	2016 年	2015 年に対する変化 : Change in % (百分率での変化)
Reportable accidents at work 報告された作業関連災害	869,817	866,056	-0.43	877,071	+1.27
per 1,000 full time equivalent employees (FTE) フルタイム労働者換算 (FTE) 1,000 人当たり(の発生率)	22.47	21.98	-1.30	21.89	-0.42
Reportable commuting	174,240	179,181	+2.84	186,070	+3.84

<b>accidents</b> 報告された通勤災害					
<b>per 1,000 weighted insurance relationships</b> (複数の法的災害保険に加入している場合を加算した) 1,000 保険関係当たり(の発生率)	3.75	3.78	+0.88	3.85	+1.82
<b>Reportable accidents, total</b> 報告された事故の合計	1,044,057	1,045,237	+0.11	1,063,141	+1.71
<b>accidents at work — new pensions</b> 新たな作業関連災害年金	14,540	14,460	-0.55	14,132	-2.27
<b>per 1,000 full time equivalent employees (FTE)</b> フルタイム労働者換算 (FTE) 1,000 人当たり(の発生率)	0.372	0.367	-1.41	0.353	-3.90
<b>Commuting accident — new pensions</b> 新たな通勤災害年金	4,997	4,809	-3.76	4,716	-1.93
<b>per 1,000 weighted insurance relationships</b> (複数の法的災害保険に加入している場合を加算した) 1,000 保険関係当たり(の発生率)	0.108	0.102	-5.59	0.098	-3.85

<b>New pensions, total</b> 新たな年金の合計	19,537	19,269	-1.37	18,848	-2.18
<b>Fatal work-related accidents</b> 作業関連死亡災害	483	470	-2.69	424	-9.79
<b>Fatal commuting accidents</b> 通勤死亡災害	322	348	+8.07	311	-10.63
<b>Fatal accidents, total</b> 死亡災害合計	805	818	+1.61	735	-10.15

(訳者注：第1表中の「per 1,000 full time equivalent employees (FTE)－フルタイム労働者換算 (FTE) 1,000人当たり(の発生率)」についての日本との比較)

第1表における「per 1,000 full time equivalent employees (FTE)－フルタイム労働者換算 (FTE) 1,000人当たり(の発生率)」に相当する日本のデータとしては、「死傷年千人率」(休業4日以上。厚生労働省資料)があるが、ドイツの業種分類と日本の労働災害の統計における業種分類とは、かなり異なっているため、業種別に比較することは困難である。

そこで、日本の全業種平均の死傷年千人率と比較することにした。

この場合、日本の2014年、2015年、2016年のデータは、次の表のとおりである。

全業種平均/西暦	2014年	2015年	2016年
死傷年千人率	2.3	2.3	2.2

したがって、ドイツのフルタイム労働者換算 (FTE) 1,000人当たりの発生率(第1表にあるとおり、2014年には22.47、2015年には21.98、2016年には21.89。ただし、ドイツは公務部門の災害が含まれているが。)は、日本のものと比較すると約10倍になっている。

## 第2表 部門別及び同業者組合別の報告された労働災害の総件数

部門別又は同業者組合別の区分	2005年	2010年	2015年	2016年
産業部門の法定災害保険の合計	810,637	852,532	791,319	802,016

101	原材料及び化学工業同業者組合	25,302	22,689	22,234	22,480
102	木材木製品及び金属産業同業者組合	172,662	163,864	151,179	148,512
103	エネルギー、繊維及びメディア産業同業者組合	57,733	63,206	56,135	56,183
104	建設物業同業者組合	123,647	117,736	102,333	104,820
105	食料品及び仕出し業同業者組合	92,080	72,921	67,622	67,821
106	通商及び流通業同業者組合	90,615	100,417	102,766	104,722
107	運輸業同業者組合	64,735	72,679	69,935	71,986
108	管理運営プロフェッショナル同業者組合	139,240	174,779	147,156	148,551
109	健康及び福祉サービス同業者組合	44,983	64,241	71,959	76,941
	公務部門の災害保険全体	<b>121,295</b>	<b>101,927</b>	<b>74,737</b>	<b>75,055</b>
	合計	<b>931,932</b>	<b>954,459</b>	<b>866,056</b>	<b>877,071</b>

資料出所：ドイツ法定災害保険統計;水準と長期的傾向（Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung（略称 DGUV）STATISTICS 2013、2014、2015: Figures and Long term trend）中の表 6 から、5 年ないし 1 年間隔で示されている統計から 2005、2010、2015 年、2016 年を抜粋した。以下第 3 表（原典の表 7 から抜粋した。）も同じ。

上記資料の所在：<http://www.dguv.de/en/facts-figures/work-related/index.jsp>

第3表 報告された労働災害の部門別、同業者労災組合別、フルタイム労働者換算 1,000 人当たりの件数

部門別又は同業者組合別の区分	2005 年	2010 年	2015 年	2016 年
産業部門の法定災害保険の合計	27.29	26.60	23.00	<b>22.95</b>
101 原材料及び化学工業同業者組合	20.42	19.24	18.34	18.36
102 木材木製品及び金属産業同業者組合	43.61	42.62	36.97	37.17
103 エネルギー、繊維及びメデア産業同業者組合	18.38	21.84	18.31	18.39
104 建設物業同業者組合	66.96	66.54	55.49	55.29
105 食料品及び仕出し業同業者組合	48.66	40.13	34.91	34.21
106 通商及び流通業同業者組合	24.50	26.85	22.90	22.90
107 運輸業同業者組合	40.13	43.52	42.56	43.29
108 管理運営プロフェッショナル同業者組合	15.69	15.82	12.69	12.55
109 健康及び福祉サービス同業者組合	13.04	15.72	15.88	16.32
公務部門の災害保険全体	<b>25.76</b>	<b>28.84</b>	<b>14.96</b>	<b>14.65</b>
合計	<b>27.08</b>	<b>25.84</b>	<b>21.98</b>	<b>21.89</b>



### Ⅲ—3 職業性疾病の発生状況

#### (1) 概要

次の第 4 表及び第 5 表、また、第 1 図に、ドイツにおける職業性疾病の発生状況（その中期的な傾向を含む。）を示した。

- ① 第 4 表に示したように、2015 年には、職業起因性であることが確定された職業性疾病の総数は、37,149 件で、その前年（2014 年）よりも件数で 395 件、1.1%増加した。
- ② 第 5 表に示した職業性疾病の部門別、同業者労災保険組合（BG:Berufsgenossenschaften）別の発生状況（1995 年以降の原則 5 年毎）を産業部門について 2015 年についてみると、102 木製品及び金属産業 BG が最も多く 4,989 件、次に 104 建設産業 BG が 4,053 件、以下 101 原材料及化学産業 BG が 2,166、103 エネルギー、繊維製品、電機及びメディア製品 BG が 1,353 件等となっている。
- ③ 第 6 表に示したように、2015 年における職業病の種類別内訳をみると、「皮膚疾患」が最も多く 28,368 件、以下「物理的因子」が 23,773 件（うち、騒音が 11,922 件）、呼吸器系並びに肺、胸膜及び腹膜によるものが 16,422 件、化学的因子によるものが 3,589 件等となっており、皮膚疾患及び騒音（職業性難聴）が多いことが注目される。

（作成者注：2016 年における日本の疾病別業務上疾病者数は、次の表のとおりである。）

業務上疾病の種類	罹患者数（人）
負傷に起因する疾病	5,598
物理的因子による疾病	704
作業態様に起因する疾病	312
化学物質による疾病	216
じん肺およびじん肺合併症	210
その他の疾病	321
合計	7,361

- ④ 第 7 表に示した 職業性疾病による死亡件数の 5 年毎(1995 年、2000 年、2005 年、2010 年)、2013 年、2014 年及び 2015 年における推移をみると、経年的には徐々に減少はしている傾向にはあるが、その減少の程度はあまり多いものではないことがわかる。
- ⑤ 第 1 図に示したように、認定された職業性疾病の長期的な傾向についても、経年的には徐々に減少はしている傾向にはあるが、その減少の程度はあまり多いものではないことがわかる。

第4表 職業病としての決定済み件数

分類	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2015年に比較して、 2016年の増減	
								件数	増減率 (%)
1 職業起因性としての確定 件数	31,219	34,573	35,293	36,202	36,754	37,149	40,056	+2,907	+7.8
2 1のうち、職業病としての 認定件数	15,461	15,262	15,291	15,656	16,112	16,802	20,539	+3,737	+22.2
3 2のうち、新たな年金支給 決定件数	6,123	5,407	4,815	4,815	5,155	5,049	5,365	+316	+6.3
4 休業を伴うものとして追 加的な補償を要求することと なる件数	15,758	19,311	20,546	20,546	20,642	20,347	19,517	-830	-4.1
5 職業起因性ではないとし て決定された件数	37,967	37,165	36,725	36,725	38,425	38,941	39,973	+1,032	+2.7
6 職業起因性か否かが確定 された件数 (1+5)	69,186	72,927	71,389	72,927	75,179	76,090	80,029	+3,939	+5.2

作成者注：

- 2015年の増加は、部分的には2015年1月1日から追加された新しい職業性疾病（Laryngeal cancer caused by intensive and multiyear exposure to mists and vapours from sulphuric acid: 強度に、また、長年硫酸のミストにばく露されたことによる咽頭部のがん）によるものである。
- 2010年には、皮膚疾患に関する（補償）制度が改善されたため、件数の増加が顕著になっている。
- この表は、原典(DGUV Statistics 2016, Figures and long-term trends)のTable 21のデータから作成者が抜粋して翻訳したものである。

第5表 ドイツの認定された職業性疾病の部門別、同業者労災保険組合（BG:Berufsgenossenschaften）別の発生状況（2000年以降の5年ごと及び2016年まで）

部門別又はBG別	2000年	2005年	2010年	2015年	2016年
産業部門の法定災害保険の合計	<b>16,424</b>	<b>14,930</b>	<b>14,615</b>	<b>15,658</b>	<b>18,783</b>
101 原材料及び化学工業 BG	4,007	3,884	4,362	2,166	2,489
102 木製品及び金属産業 BG	4,998	4,570	4,545	4,989	5,489
103 エネルギー、繊維製品、電機及びメ ディア製品 BG	1,227	1,288	1,103	1,353	1,693
104 建設産業 BG	2,779	2,520	2,013	4,053	5,686
105 食糧品及び仕出し業 BG	884	364	398	565	543
106 商業及び流通産業 BG	556	424	361	692	645
107 運輸産業 BG	352	216	187	265	398
108 管理運営プロフェッショナル BG	654	636	701	706	828
109 健康及び福祉サービス業 BG	967	1,028	945	869	1,012
公務員部門	<b>1,572</b>	<b>984</b>	<b>839</b>	<b>1,135</b>	<b>1,730</b>
合計	<b>17,996</b>	<b>15,914</b>	<b>15,454</b>	<b>16,793</b>	<b>20,513</b>

備考：

- 1 この表は、原典の表 29 から訳者が抜粋して作成した。
- 2 Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung e.V. (DGUV)におけるこの表の作成時点と、それぞれの個別の表との作成時点に時間的ずれがあるため、各年の統計の数が若干異なることがある。
- 3 各種学校の生徒の災害保険組合（Pupil accident insurance）のデータは、掲載を省略した。

第6表-1 2015年における職業病の種類別内訳

グループ	サブグループ	職業病の疑いがあるとして届け出られた件数	職業病による死亡件数	決定件数					
				合計	職業起因性として確定されたもの			職業起因性ではないとして決定された件数	
					合計	職業病として認定された件数	休業を伴うものとして追加的な補償を要求することとなる件数		
					合計	左の欄のうち、新しい年金受給件数			
1 化学的因子によるもの (Conditions due to chemical agents)		3,731	164	3,589	613	599	504	14	2,976
	11 金属及びメタロイド(半金属)によるもの (Metals and metalloids)	325	14	296	31	31	21	—	265
	12 窒息性のガスによるもの (Asphyxiating gases)	41	1	42	14	14	2	—	28
	13 溶剤、農薬及び他の化学物質 (Solvents, pesticides and other chemical substances)	3,365	149	3,251	568	554	481	14	2,683

2	物理的因子によるもの (Conditions due to Physical agents)	23,884	42	23,773	7,603	7,453	901	150	16,170
	21 機械的因子 (Mechanical agents)	11,653	—	11,502	1,345	1,195	559	150	10,157
	22 圧縮空気 (Compressed air)	2	—	2	—	—	—	—	2
	23 騒音 (Noise)	11,874	—	11,922	6,216	6,216	306	—	5,706
	24 放射線 (Radiation)	355	42	347	42	42	36	—	305
3	感染因子又は熱帯性疾病を含む寄生虫によるもの	2,542	14	2,246	969	969	62	—	1,277
4	呼吸器系並びに肺、胸膜及び腹膜によるもの (Contitins due of the respiratory passages and the lungs, the pleura and the peritoneum)	15,924	2,118	16,422	5,714	5,410	3,130	304	10,708
	41 無機粉じん	12,445	2,065	12,682	4,741	4,741	2,815	—	7,941
	42 有機粉じん	234	17	234	80	80	59	—	154
	43 気管支系の障害	3,245	36	3,506	893	589	256	304	2,613
5	皮膚疾患によるもの	29,573	2	28,368	22,030	2,151	384	19,879	6,338
6 (その他)	鉦夫の眼震症	—	—	—	—	—	—	—	—

	(Miner's nystagmus)								
	旧東ドイツの職業病として補償されたもの	—	38	55	9	9	9	—	46
	その他の職業病	1,337	31	1,637	211	211	59	—	1,426
合計		76,991	2,409	76,090	37,149	16,802	5,049	20,347	38,941

作成者注：

1 この表は、原典(DGUV Statistics 2015, Figures and long-term trends)の Table 22 を作成者が翻訳したものである。

2 この表において、「決定件数」のうちの「合計」の欄に計上されている件数は、「職業起因性として確定されたもの」のうち、「職業病として認定された件数」の「合計」の欄に掲げられている件数と「休業を伴うものとして追加的な補償を要求することとなる件数」との和に一致している。

第6表-2 2016年における職業病の種類別内訳

グループ	サブグループ	職業病の疑いがあるとして届け出られた件数	職業病による死亡件数	決定件数					
				合計	職業起因性として確定されたもの			職業起因性ではないとして決定された件数	
					合計	職業病として認定された件数	休業を伴うものとして追加的な補償を要求することとなる件数		
				合計	合計	左の欄のうち、新しい年金受給件数			
1	化学的因子によるもの (Conditions due to chemical agents)	3,800	174	3,864	722	705	557	17	3,142
	11 金属及びメタロイド(半金属)によるもの (Metals and metalloids)	372	8	360	39	39	31	—	321
	12 窒息性のガスによるもの (Asphyxiating gases)	82	1	68	39	39	—	—	29
	13 溶剤、農薬及び他の化学物質 (Solvents, pesticides and other chemical substances)	3,346	165	3,436	644	627	526	17	2,792

2	物理的因子によるもの (Conditions due to Physical agents)	23,395	28	24,661	8,427	8,307	876	120	16,234
	21 機械的因子 (Mechanical agents)	10,683	—	11,874	1,537	1,417	605	120	10,337
	22 圧縮空気 (Compressed air)	3	—	1	—	—	—	—	1
	23 騒音 (Noise)	12,367	—	12,433	6,850	6,850	237	—	5,583
	24 放射線 (Radiation)	342	28	353	40	40	34	—	313
3	感染因子又は熱帯性疾病を含む寄生虫によるもの	2,958	17	2,736	1,257	1,257	50	—	1,479
4	呼吸器系並びに肺、胸膜及び腹膜によるもの (Contitins due of the respiratory passages and the lungs, the pleura and the peritoneum)	15,201	2,285	17,186	6,175	5,903	3,375	272	11,011
	41 無機粉じん	11,935	2,209	13,392	5,230	5,230	3,069	—	8,162
	42 有機粉じん	232	35	245	89	89	64	—	156
	43 気管支系の障害	3,034	41	3,549	856	584	242	272	2,693
5	皮膚疾患によるもの	28,881	3	30,260	23,423	4,315	478	19,108	6,837



6 (その他)	鉱夫の眼震症 ( Miner ' s nystagmus)	3	—	—	—	—	—	—	—
	旧東ドイツの職業 病として補償され たもの	—	29	57	7	7	7	—	50
	その他の職業病	1,253	37	1,265	45	45	22	—	1,220
合計		75,491	2,573	80,029	40,056	20,539	5,365	19,517	39,973

作成者注：

1 この表は、原典(DGUV Statistics 2016, Figures and long-term trends)の Table 22 を作成者が翻訳したものである。

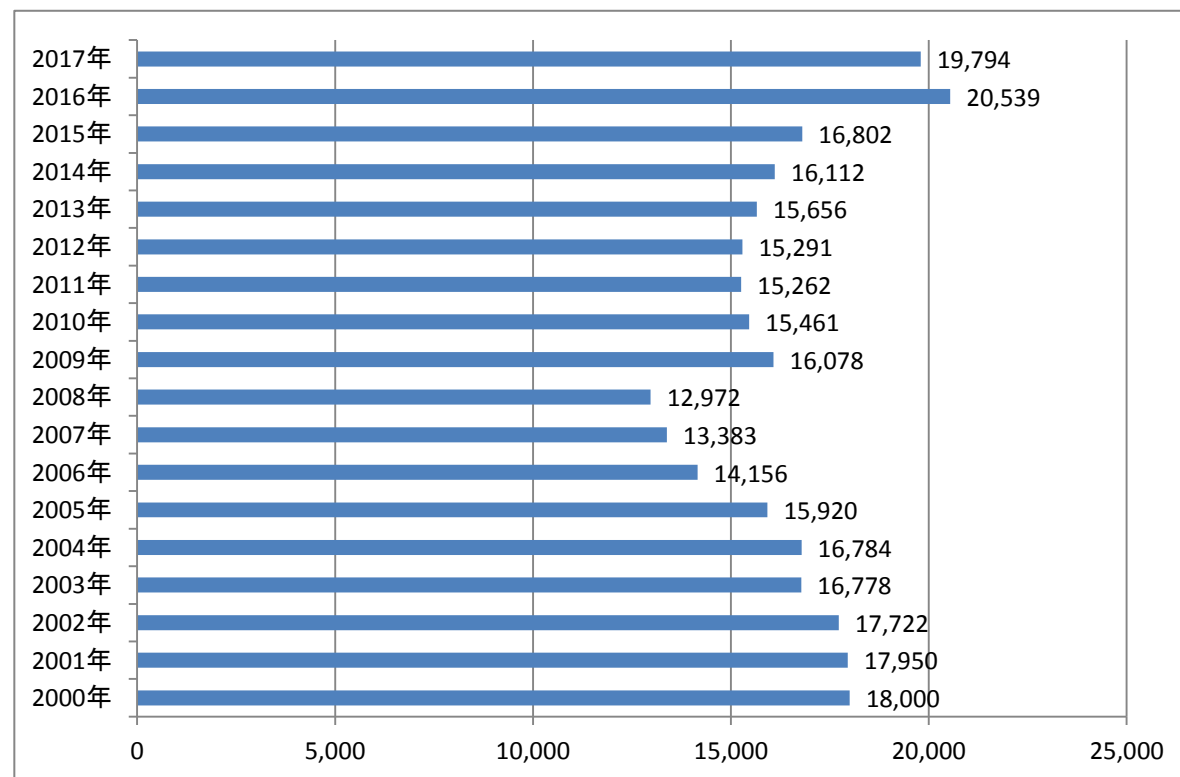
2 この表において、「決定件数」のうちの「合計」の欄に計上されている件数は、「職業起因性として確定されたもの」のうち、「職業病として認定された件数」の「合計」の欄に掲げられている件数と「休業を伴うものとして追加的な補償を要求することとなる件数」との和に一致している。

第7表-1 職業性疾病による死亡件数の5年毎(2000年、2005年、2010年)、2015年及び2016年における推移

	2000年	2005年	2010年	2015年	2016年
職業性疾病による年毎の死亡件数の合計	2,564	2,486	2,409	2,409	2,573

作成者成者注：この表は、原典(DGUV Statistics 2016、Figures and long-term trends)の Table 27 を作成者が抜粋したものである。

第1図 認定された職業性疾病の長期的傾向 (2000年から2017年まで。ただし、2017年は速報値である。)



年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
認定された職業性疾病の件数	18,000	17,950	17,722	16,778	16,784	15,920	14,156	13,383	12,972	16,078	15,461
年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年				
認定された職業性疾病の件数	15,262	15,291	15,656	16,112	16,802	20,539	19,794				

作成者注：この棒グラフは、作成者が原典(DGUV Statistics 2016, Figures and long-term trends)の Table31 に掲げられているデータのうち、2000年から2016年までのデータ及び2017年の速報値に基づき、この棒グラフを作成したものである。

### Ⅲ-4 職業性疾病による死亡（第7表-2参照）

#### Fatalities due to OD

[原典の所在] <http://www.dguv.de/en/facts-figures/ods/fatalities-od/index.jsp>

[原典の名称] Fatalities due to OD,

Accident insurance in industrial and public sector as well as pupil accident insurance

（作成者注：原典の Table 27 から 2015 年及び 2016 年のデータを抜粋した。また、この表中の赤色で表示してある数字は、2017 年 9 月に DGUV が公表した速報値と確定値とが相違していることを示す。

（第7表-2）

#### Fatalities due to OD（職業性疾病による死亡）

Occupational diseases (OD)	左欄の英語原文の日本語仮訳	OD No.	2015	2016
Diseases caused by chemical agents	化学的因子による疾病			
Lead	鉛	1101	1	—
Mercury	水銀	1102	—	—
Chromium	クロム	1103	8	6
Cadmium	カドミウム	1104	—	1
Manganese	マンガン	1105	—	—
Thallium	タリウム	1106	—	—
Vanadium	バナジウム	1107	—	—
Arsenic	砒素	1108	1	—
Phosphorus, inorganic	無機りん	1109	—	—
Beryllium	ベリリウム	1110	4	1
Carbon monoxide	一酸化炭素	1201	1	—
Hydrogen sulphide	硫化水素	1202	—	1

Aromatic amines	芳香族アミン	1301	26	30
Halogenated hydrocarbons	ハロゲン化炭化水素	1302	6	7
Benzene	ベンゼン	1303	7	9
Nitro or amino derivatives	ニトロ又はアミノ誘導体	1304	-	-
Carbon disulphide	二硫化炭素	1305	-	-
Methyl alcohol	メチルアルコール	1306	1	-
Phosphorus, organic	有機りん	1307	-	-
Fluorine	フッ素	1308	-	-
Nitric acid esters	硝酸エステル	1309	-	-
Alkyl-Aryl-Oxides	アルキルーアリル酸化物	1310	1	1
Alkyl-Aryl-Sulphides	アルキルーアリル硫化物	1311	-	-
Acids (dental diseases)	酸（歯科疾病）	1312	-	-
Benzoquinone (eye)	ベンゾキノン（眼）	1313	-	-
P-tert-Butylphenol	パラターシャリーブチルフェノール	1314	-	-
Isocyanates	イソシアネート	1315	3	-
Dimethyl formamide	ジメチルフォルムアミド	1316	-	-
Organic solvents	有機溶媒	1317	-	1
Benzol, blood and lymphatic system	ベンゾール、血液及びリンパシステム	1318	105	117
Laryngeal cancer, sulphuric acid	咽頭部のがん、硫酸によるもの	1319	-	-
<b>Diseases caused by physical impact</b>	<b>物理的影響による疾病</b>			
Tendovaginal	腱鞘	2101	-	-
Meniscus lesions	半月板損傷	2102	-	-
Hand-arm vibration, skeletal diseases	手腕振動、骨格系の疾病	2103	-	-

Hand-arm vibration, vascular/neurological diseases	手腕振動、筋/神経の疾病	2104	-	-
Mucous bursae	筋嚢	2105	-	-
Nerve paralysis due to pressure	圧力による神経麻痺	2106	-	-
Spinous processes	棘突起	2107	-	-
Lumbar spine, lefting and carrying	腰部脊椎障害	2108	-	-
Cervical spine	頸椎	2109	-	-
Lumbar spine, mainly vertical vibration of the entire body	腰部脊椎、全身の主として鉛直な振動	2110	-	-
Abrasions of the teeth	歯の磨耗 (teeth)	2111	-	-
Osteoarthritis	骨関節炎	2112	-	-
Carpal tunnel syndrome	手根管症候群	2113	-	-
Hypothenar and Thenar Hammer Syndrome	仮想的なハンマー及び手のひらハンマー症候群	2114	-	-
Working in compressed air	圧縮空気内での作業	2201	-	-
Noise	騒音	2301	-	-
Cataract	白内障	2401	-	-
Ionizing radiation	電離放射線	2402	42	28
<b>Diseases caused by infectious agents or parasites including tropical diseases</b>				
Infectious diseases	感染症	3101	13	16
Diseases transmitted	直接接触感染症	3102	1	-
Miner's vermination	鉱山労働者の寄生虫感染症	3103	-	-
Tropical diseases	熱帯病	3104	-	1

Diseases of the respiratory tract, lungs, pleura and peritoneum				
Silicosis	珪肺	4101	305	287
Silicotuberculosis	珪肺結核	4102	7	2
Asbestosis	石綿肺	4103	165	168
Lung or larynx cancer, asbestos	石綿による肺又は喉頭がん	4104	593	622
Mesothelioma, Asbestos	石綿による中皮腫	4105	811	871
Aluminium	アルミニウム (肺)	4106	-	1
Pulmonary fibrosis	肺繊維化症	4107	-	-
Thomas phosphate	トーマスりん肥	4108	-	-
Nickel	ニッケル	4109	4	4
Crude coke oven gas	発生コークス炉ガス	4110	6	9
Bronchitis/Emphysema (hard coal miners)	気管支炎/気腫 (硬い石炭鉱山の鉱夫)	4111	115	141
Lung cancer, quartz	石英による肺がん	4112	37	83
Lung cancer, PAH	多環芳香族炭化水素による肺がん	4113	10	4
Lung cancer, asbestos and PAH	石綿及び多環芳香族炭化水素による肺がん	4114	11	15
Siderofibrosis	溶接フェー - ムに極端に長期間ばく露されたことによる肺繊維化症	4115	1	2
Alveolitis	肺肺炎	4201	1	7
Byssinosis	ビシノーシス (原料の綿、亜麻又は大麻の粉じんによって罹患する下部呼吸器官の疾病)	4202	-	1
Wood dust	木材粉じん	4203	16	27
Obstructive respiratory tract diseases, allergic	呼吸器官の妨害になる疾病、アレルギー	4301	12	11
Obstructive respiratory tract diseases,	有害な化学物質等による呼吸器官の障害	4302	24	30

toxic				
<b>Skin diseases</b>	<b>皮膚疾患</b>			
Skin diseases	皮膚疾患	5101	–	–
Skin cancer	皮膚がん	5102	1	–
Skin cancer, ultraviolet irradiation	紫外線照射による皮膚がん	5103	1	3
<b>Diseases caused by other factors</b>	<b>他の因子による疾病</b>			
Miner's nystagmus	鉱夫の眼球震蕩(しんとう)症	6101	–	–
§ 9 II SGB VII	(訳者注：ドイツ社会法典第VII巻第II節第9条の業務上疾病。具体的な疾病の種類については、この資料では明らかにされていない。)		31	37
GDR-OD <sup>1</sup>	(東西ドイツ統一前の旧東ドイツで認定されていた職業性疾病)		38	29
<b>Total(合計)</b>			<b>2,409</b>	<b>2,573</b>



(作成者注 1 : 2015 年及び 2016 年における日本の疾病別業務上疾病者数は、次の表のとおりである。(資料出所 : 厚生労働省))

業務上疾病の種類/年別の罹患 者数	罹患者数 (人)	
	2015 年	2016 年
負傷に起因する疾病	5,339	5,598
物理的因子による疾病	695	704
作業態様に起因する疾病	419	312
化学物質による疾病	250	216
じん肺およびじん肺合併症	251	210
その他の疾病	414	321
合計	7,368	7,361

IV ドイツ法定災害保険（その傘下の同業者労災保険組合（略称：BG）を含む。）による 2017 年における選択された予防活動の実績について（第 7 表）

第 7 表

Selected activities of the prevention service in 2017 (2017 年における選択された予防活動)	Inspected companies <sup>1</sup> / educational institutions <sup>2</sup> (監督された企業数 (注 1) 及び教育機関数 (注 2))	Inspections in companies <sup>1</sup> / educational institutions <sup>2</sup> (監督された企業内及び 教育機関内の現場数)	Complaints (指摘事項数)	Investigated accidents (調査された災害数)
Accident insurance in industrial sector (産業部門の災害保険 (の合計) )	215,835	456,002	990,380	29,355
of which in BG group				

(そのうちの同業者労災保険組合別 (BG) の実績)				
BG for the raw materials and chemical industry (原材料及び化学工業同業者組合)	9,153	11,568	17,624	3,473
BG for the woodworking and metalworking industries (木材木製品及び金属産業同業者組合)	57,388	90,067	99,404	5,864
BG for the energy, textile, electrical and media products sectors (エネルギー、繊維及びメディア産業同業者組合)	21,871	36,895	19,675	3,708
BG for the building trade (建設物業同業者組合)	51,534	197,910	585,264	2,974
BG for the foodstuffs and catering industry (食料品及び仕出し業同業者組合)	22,723	25,986	84,463	5,623
BG for the trade and logistics industry (通商及び流通業同業者組合)	29,332	56,422	124,874	5,041
BG for the Transport industry, postal logistics and telecommunications (運輸業同業者組合)	13,078	13,388	13,132	675
BG for the administrative sector (管理運営同業者組合)	5,993	15,770	14,928	1,317
BG for the health and welfare services (医療及び福祉サービス同業者組合)	4,763	7,996	31,016	680

<b>Accident insurance in public sector</b> (公務部門の災害保険全体。注 2 郵便及び通信業についてのドイツ社会災害保障機関のものを除く。)	<b>4,640</b>	<b>8,447</b>	<b>26,868</b>	<b>3,611</b>
<b>Total (産業部門及び公務部門の合計)</b>	<b>220,475</b>	<b>464,449</b>	<b>1,017,248</b>	<b>32,966</b>

<sup>1</sup> Including assistance companies (注 1 : 支援する企業を含む。)

<sup>2</sup> The inspected companies and inspections in the public sector include the educational institutions of the pupil accident insurance (注 2 : 公務部門の監督された企業数及び現場数には、学生・生徒災害保険の教育機関のものを含む。)